



新エネルギー設備設置補助金

－ 手続きの手引き －

桐生市は、環境先進都市の実現に向けた取組みの一環として、住宅用の新エネルギー設備の導入を推進するため、予算の範囲内において蓄電池設備設置費用の一部を補助します。

制 度 概 要

申請受付

受付期間：令和 7 年 5 月 1 日（木）から令和 8 年 3 月 1 6 日（月）まで
受付場所：SDGs 推進課（市役所 3 階）

※窓口・郵送（必着）・電子申請のいずれかの方法で申請してください。

※先着順で申請を受け付けますが、予算額に到達した日の申請は抽選を行いますのでご了承ください。



補助制度のページ



電子申請フォーム

補助件数

4 5 件程度（予算の範囲内で先着順）

対 象 者

補助対象者は、次の要件を全て満たす人です。

- ① 桐生市内に住所を有する人
 - ② 自らが居住する市内の住宅（店舗、事務所その他これに類する用途を兼ねる住宅を含む。ただし、居住用部分が 2 分の 1 以上を占めるものとする。）に対象設備を設置した人
 - ③市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していない人
 - ④補助金の交付年度内に補助対象項目を新品で購入し、設置した人
 - ⑤過去に市から当該補助金において補助を受けたことがない人
 - ⑥住宅が共有名義又は他の者による所有の場合は、同意書を提出できる人
- ※補助金の交付は、1 世帯につき 1 回に限ります。
※同世帯に同補助金を受けたことのある方がいる場合も対象外です。

補助対象 項目及び 補助金額

蓄電池設備 容量 1 kWh あたり 1 0, 0 0 0 円 上限 5 0, 0 0 0 円

※桐ペイポイントで交付します。

※令和 7 年 4 月 1 日（火）以降に購入・設置した新品のものが対象です。

※補助金額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じる場合は切り捨てます。

申請書類

- ・環境都市推進補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
- ・添付書類

【申請書類等提出・問合せ先】

桐生市市民生活部 SDGs 推進課 ゆっくりリズムのまち桐生推進担当
〒376-8501 桐生市織姫町 1 番 1 号

電 話：0277-32-4200

FAX：0277-43-1001



1. 補助の対象となる人

補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす人です（法人は対象外）。

- ①市内に住所を有する人
- ②自らが居住する市内の住宅（店舗、事務所その他これに類する用途を兼ねる住宅を含む。ただし、居住用部分が2分の1以上を占めるものとする。）に設置した人
- ③市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していない人
- ④補助金の交付年度内に補助対象項目を新品で購入し、設置した人
- ⑤過去に市からこの補助金において補助を受けたことがない人
- ⑥住宅が共有名義又は他の者による所有の場合は、同意書を提出できる人

※申請に係る審査のため、市が申請者の住民基本台帳及び市税等の納付状況等について確認しますのでご了承ください。

2. 補助対象項目、補助率等及び補助額

補助対象と補助金額は、それぞれ次のとおりです。補助金の交付は、1世帯につき1回に限ります。

補助対象項目	補助率等	補助上限額（円）
蓄電池設備	10,000円/kWh	50,000

※桐ペイポイントで交付します。

3. 交付申請書の受付期間

次のとおり、補助金の交付申請を受け付けます。

受付期間	令和7年5月1日（木）～令和8年3月16日（月） ※予算の範囲内で、先着順で受け付けます。（予定件数45件程度） ※予算額に到達した場合、受付期間の途中で受付を終了します。
------	--

4. 申請に必要な書類

補助金の交付を受けようとする人は、受付期間内に、環境都市推進補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）及び添付書類をSDGs推進課（市役所3階）へ提出してください。

※代理人による提出も可能ですが、その場合は、環境都市推進補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）の「3 申請手続の委任」の欄に記入してください。

※提出していただく書類は1部で結構ですが、返却等はできませんので、必要な場合はあらかじめ写しをお取りください。

※郵送（必着）、電子申請による提出も可能です。

5. 対象要件、補助対象経費及び添付書類

蓄電池設備	
対 象 要 件	ア. 蓄電容量の合計が1kWh以上であること。 イ. 当該補助年度内において設置されたもの。 ウ. 新品で購入したもの（リースなど、所有権を有しない場合を除く）。 ※別荘等一時的に使用するものや賃貸、販売等営利目的のもの、法人の場合は対象外です。
補助対象経費	機器費及び設置工事費
添 付 書 類	☐ 案内図（住宅の位置がわかる地図） ☐ 契約書等の写し ☐ 領収書等の写し（補助対象経費（蓄電池設置に関する経費）が確認できるもの） ※補助対象経費と領収金額が異なる場合（太陽光発電設備と同時に設置した場合など）は、蓄電池設置に係る経費が確認できるよう、領収書への内訳記載または内訳書の添付を発行者に依頼してください。 ※いずれの支払方法（現金、振込、ローンなど）であっても必要です。 ☐ 設置した設備の写真（蓄電容量の記載部を含めること） ☐ 保証書の写し ☐ 同意書（申請者以外の建物所有者がいる場合）

6. 交付決定及び補助金額確定通知

補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）の内容を審査（必要に応じて現地調査を行います）し、補助金の交付及び交付すべき補助金の額を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知します（補助金を交付できない方にも不交付決定通知書（様式第7号）を通知します。）。

申請書に不備がなければ、申請日から20日程度で交付等の可否を通知します。

7. 補助金の交付

交付決定となった場合、補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に記入いただいたポイント受取方法により、桐ペイポイントで交付します。

スマホアプリ又は専用カードの場合、自動でポイントを付与します。汎用カードの場合、簡易書留で郵送します。

※桐ペイポイントの有効期限は交付の翌日から366日間です。

8. 管理

交付決定者は、当該補助金を受けて取得した設備等の管理において、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い適正に運用してください。

9. 補助金交付の取消し・補助金の返還

交付決定者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付決定を受けた場合、または交付要綱の規定に違反した等の場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。既に補助金が交付されている場合は、補助金の全部又は一部の返還を求めることがありますので、ご注意ください。

10. その他

- ・ 補助金の交付にあたっては、必要に応じて現地調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 強引な勧誘や、一方的な工事を行って高額な代金を請求するなどの悪徳な業者にご注意ください。
- ・ 申請書の事務手続を第三者に依頼したことによるトラブル等については、一切責任を負いません。

年 月 日

(宛先) 桐生市長

(建物所有者・共有名義人) 住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____

電話番号 () _____

同 意 書

このたび、桐生市新エネルギー設備設置補助において、補助対象となる設備を設置した建築物は、私の所有に係るものであるため、以下の申請者に対し、善良な管理業務を果たすことを条件に、当該建築物における設置について同意します。

記

設置場所の住所 (申請者(設置者)の住所)	桐生市
申請者(設置者)の氏名	
申請者との関係 (申請者からみた同意者の関係)	